



平成 28 年 08 月

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、「保医発 0729 第 4 号」により、下記の検査項目におきまして、検査実施料の新設および算定条件の追加について通知されましたのでご案内致します。

お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

適用日

平成28年8月1日より適用

新規収載項目

●25-ヒドロキシビタミンD

・ ・ ・ ・ ・ 受託予定

算定条件が追加された項目

●デングウイルス抗原定性又は同抗原・抗体同時測定定性 未受託

※ 詳細につきましては、裏面をご参照ください。



株式会社 保健科学研究所

本 社／横浜市保土ヶ谷区神戸町106 TEL 045-333-1661
 仙台支社／仙台市宮城野区扇町1-1-6 TEL 022-236-9345
 中部支社／名古屋市西区則武新町2-20-17 TEL 052-582-3201
 大阪支社／豊中市原田中1-2-3 TEL 06-6843-5622

保健科学グループ

新 潟 臨 床 検 査 セ ン タ ー
保 健 科 学 東 日 本
保 健 科 学 東 京
保 健 科 学 西 日 本
組 織 科 学 研 究 所
遠 州 予 防 医 学 研 究 所

● 新規収載項目

適用日：平成 28 年 8 月 1 日

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
25-ヒドロキシ ビタミンD	400 点	生化学的検査 (I) (判断料：144 点)	「D007」血液 化学検査の 57	ア 25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学検査の「57」1,25-ジヒドロキシビタミンD₃の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、CLIA法により、ビタミンD欠乏性くる病若しくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対する治療中に測定した場合にのみ算定できる。ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。

● 算定条件が追加された項目

適用日：平成 28 年 8 月 1 日

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
デングウイル ス抗原定性 又は同抗原・ 抗体同時測 定定性	233 点	免疫学的検査 (判断料：144 点)	「D012」感染 症免疫学的検 査の 43	ア デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「43」デングウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。 イ デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、デングウイルスNS1抗原、IgG抗体及びIgM抗体を、イムノクロマト法を用いて同時に測定した場合に算定できる。 ウ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、国立感染症研究所が作成した「蚊媒介感染症の診療ガイドライン」に基づきデング熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できる下記のいずれかに係る届出を行っている保険医療機関に入院を要する場合に限り算定できる。 (イ) 区分番号「A300」救命救急入院料「1」から「4」までのいずれか (ロ) 区分番号「A301」特定集中治療室管理料「1」から「4」までのいずれか (ハ) 区分番号「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料「1」又は「2」のいずれか (ニ) 区分番号「A301-4」小児特定集中治療室管理料 エ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。 オ <u>「43」のデングウイルス抗原定性と同抗原・抗体同時測定定性を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u>

※ 下線部が「保医発 0729 第 4 号」により新たに追加された部分になります。